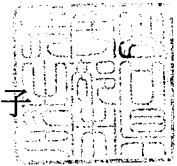


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 (2020 年) 3 月 12 日

宇部市長 久保田 后子



- 1 協議の場を設けた区域の範囲
厚東地区（広瀬集落）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 2 年 2 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
法人 1 経営体、個人 2 経営体
- 4 対象地区の現状
集落農地の約 9 2 % を中心経営体が耕作している
- 5 対象地区の課題
 - ・法人の構成員が高齢化となっており、共同作業については、米や麦の植え付けや刈り取り作業がほとんどである
 - ・2 名の個人経営体についても高齢である為、リタイアした後の農地の維持・管理について課題となってくる
- 6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
法人を管理運営していくため農作業従事者の確保により対応していく
- 7 6 の方針を実現するために必要な取組に関する方針
農地の整備、耕作放棄地解消への取組、鳥獣被害防止対策への取組